

2023年11月16日

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および 適合性の判断のための具体的な手続きの開示

当社は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当社では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会ほか）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記基準への適合性の判断にあたり、外部評価を取得していることを確認しています。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

(1) 対象投融資の基準

当社では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則（ICMA）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・気候ボンド基準（CBI）

・サステナビリティボンド・ガイドライン（ICMA）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記基準への適合性の判断にあたり、外部評価を取得していることを確認しています。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当社では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会ほか）
・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記基準への適合性の判断にあたり、外部評価を取得していることを確認しています（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されていることの確認を含む）。

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当社では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（ICMA）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記基準への適合性の判断にあたり、外部評価を取得していることを確認しています（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されていることの確認を含む）。

5. トランジション・ファイナンス

(1) 対象投融資の基準

当社では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（ICMA）
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本方針（金融庁、経済産業省、環境省）
- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会ほか）
- ・グリーンボンド原則（ICMA）
- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会ほか）
- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（ICMA）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・当該案件の業界にかかるロードマップ

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記基準への適合性の判断にあたり、外部評価を取得していることを確認しています。

II. I. に準じる投融資

1. 類型その1

(1) 対象投融資の基準

当社では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当社独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

以下のいずれかに該当する投融資（資金使途が以下の通り限定されている投融資）であること※

- ・再生可能エネルギー関連プロジェクトへの投融資
- ・再生可能エネルギー発電設備への投融資
- ・認証取得済のグリーンビルディング・ZEBへの投融資
- ・グリーンビルディング、ZEB、ZEH等開発プロジェクトへの投融資
- ・省エネルギー設備投資に係る利子補給制度（経済産業省資源エネルギー

序) への融資

※当該プロジェクト等が環境に及ぼす影響や投融資先の環境に配慮した取り組みを適切に把握・評価したうえで採択されたものに限る

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当社の独自基準については、サステナビリティ推進を統括する担当役員の決裁を経て決定しています。

投融資にかかる当該基準への適合性については、投融資商品の運営、融資内容の確認等を所管する本部部署がチェックを行っています。

2. 類型その2

(1) 対象投融資の基準

当社では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当社独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」(資金用途が限定されていない融資)

以下の4つの要件をすべて満たす融資であること

- ① 「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合すること
- ② 融資先が気候変動対応に紐づいたKPIを設定していること
- ③ 融資の実行期間中、融資先自身がKPIの達成状況を年1回以上確認し、当社に開示すること
- ④ 融資がポジティブ・インパクト・ファイナンスとして外部評価を得たものであること

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当社の独自基準については、サステナビリティ推進を統括する担当役員の決裁を経て決定しています。

ポジティブ・インパクト・ファイナンスとしての適合性については、独立した第三者機関による外部評価により確認しています。

以 上